

# 第196回国会 衆議院文部科学委員会議事録第11号 平成30年5月16日

○富岡委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主党・市民クラブの日吉雄太です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。時間も限られておりますので、早速、本日の法案審議に関連しまして質問をさせていただきます。

現在も使用されている文化財家屋についてまずお伺いします。

くぎ一本打つにも国の許可が要るとよく言われますが、実際にその家屋に居住している場合の保存のあり方、状況等、今の現状についてお伺いいたします。

○中岡政府参考人（文化庁次長）

お答えいたします。

実際に文化財の家屋に居住している方がどういように管理をしていくのかという御質問でございますけれども、文化財建造物の修理や現状変更等が必要になった際には、その都度、所有者又は管理団体が、文化財の種類ごとに定められた規定に基づきまして、必要な手続を実施していただいております。

今回の法改正によりまして、個別の保存活用計画というようなことで策定をしていくということになりますと、どこを厳密に保存していくべきかや、どのような現状変更が許容され得るか等について一定の整理がされるということでございます。

必ずしも、居住者の方というのは、文化財の専門家ではございませんし、保存科学について知識があるわけではございませんので、こういった、文化財の専門家ではなくても、計画を参照することによりまして文化財の適切な取扱いがわかりやすくなる、このため、所有者等が主体的に管理を行う範囲もあらかじめ明確になるものと考えております。

○日吉委員

ありがとうございます。

次に、地域計画の認定を受けた市町村の教育委員会等には、地域の文化財を国の登録文化財として登録するよう提案することができる旨の規定を設けることとしており、これにより国の登録文化財として登録される件数がふえることが想定されますが、政府として今後、登録文化財をふやす方向でいるのかどうか、これについてお伺いいたします。

○中岡政府参考人(文化庁次長)

お答え申し上げます。

今回の法改正におきましては、市町村による地域計画の記載事項として、域内の文化財の調査、把握を位置づけることとともに、当該市町村は、把握した文化財について、国に対する登録を提案

することができることを制度化しているわけでございます。

この制度を利用いたしまして、各市町村におきましては、積極的に地域の文化財の潜在的価値を掘り起こして、多くの提案がなされることにより、登録件数が増加することが期待されるところでございます。

これによりまして、新たに把握された文化財の速やかな保護を図ることができるわけでございますので、文化財を地域の活性化や町づくり等に生かす機運が更に醸成される効果も出てまいるといふふうに考えております。

#### ○日吉委員

そうしますと、登録文化財がふえていく、こういうことになるんですけれども、その場合に、現在の少子高齢化社会において、文化財の担い手不足、これに対する取組について、所有者にかわり、文化財の保存、活用にあたることのできる人材というのはそう簡単には確保できるものではない、このようにも考えられるんですが、人材の確保という観点から、これについての政府のお考えをお教えてください。

#### ○中岡政府参考人（文化庁次長）

お答えいたします。

人材の確保というのは非常に重要なものでございますけれども、例えば、地域計画を策定をしていくということにつきましては、なかなか自治体に専門的な知見を有する職員が少ないということも言われるわけでございますけれども、こういった人材は不可欠という観点で、国におきましては、これまでも地方公共団体の職員や学芸員等の専門性向上のためのさまざまな研修を実施してきておりますが、これらを更に充実させていきたいと思っております。

新たに平成三十年度からは、この法改正の動きと合わせました地方財政措置の充実ということで、保存活用計画に基づき、専門的知識を持つ外部人材の活用等のソフト事業を行った場合における特別交付税の措置や、地方公共団体が、美術館等から文化財活用にかかわる相談に一元的に対応できるセンター機能の整備といえますものも進めたいというふうに考えております。

#### ○日吉委員

文化財の保存、活用ということで、人材の確保、これは非常に重要になると思っておりますので、しっかりと対応をしていただけるようお願いを申し上げたいと思っております。

続きまして、加計学園の件について少し伺いをさせていただきます。

以前、本委員会におきまして、加計学園の理事長夫人が役員を務められている加計学園グループの会社、SID創研について御質問をさせていただきました。その際、加計学園が支払った設計監理料は約四億三千万円というお答えをいただいたところでございます。その際の見積書を御提出いただけないかなというところが一点。

また、今治市から、補助金の妥当性をめぐり、第三者機関が設けられ、検証が行われたところでございます。文部科学省も、認可に当たり、資料に基づいて建物の基準を審査しておりますが、建築全般に係る仕様書や図面、見積書につきましても、あわせて御提出いただきたいと思っておりますが、

その点についてお伺いいたします。

○村田政府参考人（私学部長）

お答え申し上げます。

お尋ねのございました校舎建築の場合の契約の相手方につきましては、これは民間法人間の契約でございまして、例えば、私学法に定める学校法人と利益相反になるようなケースを除きまして、特段の制限はされておらず、当該学校法人の責任において適切に決定すべきものと考えております。

その上で、今具体的なお尋ねがございました校舎建築に当たりましての見積書でございまして仕様書等、公開すべきではないかという話でございまして、これにつきましては、設置認可申請に当たって添付書類として求めているわけでございますけれども、これについては、情報公開のルールに従って対応しているところでございます。

約書や見積書につきましては、これは民間法人間の取引情報、それから内部情報に該当して秘匿すべき情報に当たるということで、これは公にすることによって法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示をしていないというところでございます。

報公開のルールに従いまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○日吉委員

S I D創研と加計学園、ある意味利害関係のある中での取引ということがございます。そういったところで、より透明な状況を把握したいと国民の皆様が考えている。そういった意味でも、資料の御提出をお願いしたいというところと、あと、建築費全体につきましても、それが妥当なのかということがしばしば問題になっているところでございます。

そういった意味でも、国会でしっかりと検討することも必要となると思いますので、この点、できる範囲で御提出を御検討いただきたいというふうに思っているのです、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

○富岡委員長

理事会に諮りたいと思います。

○日吉委員

ありがとうございます。

続きまして、内閣府の方にお尋ねをいたします。

国家戦略特別区域諮問会議におきまして加計学園の獣医学部新設が認定されましたが、この認定に当たっては、諮問会議のメンバーと加計学園との間に利害関係が存在することで公正な判断が阻害されるようなことがあってはなりません。

そのため、一定の利害関係が存在する場合には、規制の対象として、利害関係のある諮問会議メンバーは認定の判断過程に加わることができないものと考えられます。

ここで、仮の話ですが、例えば安倍総理がもし理事長を務めているような学校法人の学部新設を

もし申請して、安倍総理が、自身がそれを判断するということは不適切である、これは一目瞭然だと思います。

そこで、事業者の認定に当たり、どのような利害関係が規制の対象になっているのか、御説明いただけますでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

国家戦略特区基本方針閣議決定文の中に、直接の利害関係を有する議員を審議及び議決に参加させないことができるというふうにしてございます。

直接の利害関係といいますのは、これまでも累次答弁させていただいてございますが、みずから経営したり役員となっている会社が特区の事業認定を受けている場合などを想定しているものでございます。

ただ、直接の利害関係を有するか否かは、審議事項の内容でございますとか、個々の事業と議員との関係などから個別具体的に判断すべき面もあるというふうに考えておりまして、一概にこうならばということをお願いするのは難しいかというふうに考え、制度を運営してございます。

○日吉委員

そうしますと、例えば諮問会議のメンバーの配偶者ないし親族の方が加計学園の役員等に就任しているケース、これは、一義的には利害関係に該当するということでよろしいでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えをさせていただきます。

個別具体的に見ないとわかりませんので、この場において仮定のケースということでの答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

○日吉委員

一般論として、諮問会議のメンバーの配偶者、親類、こういった人は、利害関係者に該当するというのが、まあ通常、利害関係者に該当すると思うんですけれども、一般論としていかがでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

一般論としてのお尋ねということではございますが、これにつきましては、やはり個々の、個別の事業でありますとか個々の関係によって、外形的には同じような関係でございまして判断が違うケースもあろうかと思っております。そういったことから、仮定の話についてはコメントを差し控えさせていただきます。

○日吉委員

実質的に家族の方がかかわっているような場合、個別具体的といいますよりも、一般的にはとりあえず利害関係者には該当すると思うんですけども、もう一度答弁いただけますでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

趣旨繰り返しになってしましまして大変恐縮でございますが、例えば利害関係人の範囲について、その他の審議会、その他等々の事例を見ましても、その担当する政策分野や事業によりまして、本人が、事案申請者の当事者本人でありますとか、若しくは株式を一定数所有している場合でありますとか、それから経営者や役員自身である場合でありますとか、やはり、そのケース、ケースに応じていろいろな判断が霞が関の中のいろいろな審議会の中でもあるようでございます。

私どもも、それぞれのケースに応じて適切に判断することが必要というふうに考えてございますので、大変恐縮でございますが、仮定の話に対してはお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

○日吉委員

今回のケースで、総理の奥様が加計学園が運営する御影インターナショナルこども園の名誉園長を就任されていたということでございますけれども、この件につきまして、審議会において、この利害関係につきまして適切に判断を行ったのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

規定上は、まず第一に、直接の利害関係を有する議員を審議及び議決に参加させないことができるという規定でございます。その中で、まず第一に話題になりました総理御自身に友人関係があるという点につきましては、これまでも御答弁申し上げてきておりますとおり、友人関係があることのみをもって直ちに利害関係に当たるというふうには考えていないということでございます。

お尋ねの件の部分につきましては、当時問題ないというふうに判断をして議決に参加しているというふうに理解をしておりますけれども、改めてその点につきましても整理をしてみたいというふうに思います。

○日吉委員

直接質問にお答えいただきたいんですけども、総理夫人が名誉園長に就任しているこの件について、利害関係があるかどうか、この点について諮問会議で検討をされたのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

個々に参加するかどうかにつきまして、その場その場の諮問会議の中で検討するということは、その他の件についてもしてございません。例えば、先日、ある議員が、自分自身が役員を務めてい

る会社の事案が直接その事業ごとにかかわった件につきましては、委員御自身が決議に参加しないということを申し上げて、辞退をされたといったようなケースがございます。

規定上は、繰り返してございますが、参加させないことができるという規定でございます。当日の議事の中で、明示的に、それについての参加、不参加についてその場で議論したという事実関係はございません。

○日吉委員

今、そういった検討を行わなかったという御答弁をいただいたと思います。ということは、この認定の手續に当たって十分な手續が、適切な手續が行われていなかったのではないか、このように考えられるんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えを申し上げます。

利害関係を、申しわけございませんが、法律上、制度では、参加させないことができるということで規定がございます。

最終的には、委員、メンバー全体の総意の中で決めていくということであると思いますが、そうした点も含めて、委員全体が結論として異論なく了承しているということでありまして、このプロセス自体は適法に行われているものというふうに承知をしてございます。

○日吉委員

今、検討をしていないとおっしゃられていたのに、適切なプロセスをとったというのは、ちょっと矛盾していると思います。その検討していないことについては、改めて調査をするというふうにおっしゃっていただいていたんですけれども、その点につきまして、利害関係があったのかなかったのか、この点につきまして改めて調査していただくことに同意いただくことを確認させていただきます。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

申しわけございません、御通告をいただきましたのは、基準に照らして判断しているかということとございましたので、今のような答弁をさせていただきました。御指摘につきましては、持ち帰って検討させていただければというふうに思います。

○日吉委員

そうしましたら、検討していただいて、利害関係があるかないか、明確にお答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。委員長、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○富岡委員長

今の回答のとおり、後で報告すると思います。

○日吉委員

時間もなくなってきましたが、最後に、同僚の山本議員が先ほどお尋ねさせていただきましたけれども、アメリカンフットボール選手による悪質な反則行為につきまして、スポーツ庁の長官も、ルールにのっとってプレーすることが重要である、こういったことを会見で述べられているところでございますが、これはルール以前の問題だと考えますが、林大臣、通告しておりませんが、大臣の御見解をちょっとお伺いいただければと思います。

○林国務大臣

これは、負傷退場したということでございますから、大変、重大事故につながる非常に危険な行為であったというふうに認識をしておるところでございます。

今の現状等々については、先ほどスポーツ庁から御答弁差し上げたとおりでございますが、やはり、暴力等に対する相談対応体制の構築をやってまいりました。また、指導者の意識向上、こういうことも掲げてきております。

今回の事態については、個別の競技や大学に限った課題ということではなくて、やはり大学スポーツ全体の課題として捉えて、安全、安心な大学スポーツ環境の整備に向けて取り組まなければならないと思っております。

○日吉委員

ありがとうございます。

私も映像をニュースでも見ましたが、あんな悪質な行為はあってはならないと思います。文部科学省としましても、プレーする学生の安全面からも、原因究明を含め、厳しい御指導のほど、お願いをいたします。それでは、時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。